

土地改良区広報

# 会津宮川

2021年5月  
第28号

発行 会津宮川土地改良区  
編集 総務課  
印刷 北斗印刷株式会社



## 夢のある農村づくりを目指して

|    |              |         |             |                |
|----|--------------|---------|-------------|----------------|
| 目次 | ① 理事長あいさつ    | (P2)    | 面積及び<br>組合員 | 地目 田：3,785.8ha |
|    | ② 第17回通常総代会  | (P2)    |             | 畑：647.3ha      |
|    | ③ 総代・役員紹介    | (P3)    |             | 計：4,438.2ha    |
|    | ④ 令和3年度収支予算  | (P4～P5) |             | 組合員：4,004人     |
|    | ⑤ 組合費及び決済基準額 | (P5)    |             |                |
|    | ⑥ 配水計画       | (P6～P7) |             |                |
|    | ⑦ お知らせ       | (P8)    |             |                |

写真：カリンの花



## 理事長あいさつ



理事長  
齋藤文英

今年は総代並びに役員の任期満了に伴い、新たに当選・選任されました総代並びに役員の皆様には、改めてお祝いを申し上げます。

また、去る4月12日開催の理事会において、互選により、不詳私が理事長に選任頂きました。身に余る責任を痛感致すとともに、心新たに本土地改良区の健全な運営に努めて参りますので、皆様のなお一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

皆様もご存知のとおり、昨今の農業情勢における環境の変化は大変厳しいものであり、加えて大規模地震や気候変動により季節を問わず自然災害が多発しております。農村地域においても防災・減災対策の推進が喫緊の課題であります。

こうした中、私たちは組合員のために生産基盤である農地や農業水利施設の維持管理に努め、国や県に要望活動を行いながら、役員職員が一丸となりその使命を担っていく考えであります。

どうぞご理解とご協力をお願い申し上げ挨拶と致します。

## 第17回通常総代会が開催されました

3月24日（水）午後1時30分より、第17回通常総代会が開催されました。総代現数56名中、46名が出席し、武藤周一副理事長が開会を宣言し、齋藤文英理事長職務代理者副理事長が挨拶を述べました。

続いて、第1選挙区の栗城嘉和総代（八木沢）が議長に選出され、議事録記名人【第2選挙区：森山富夫総代（蕎麦ノ目）、第3選挙区：三瓶光喜総代（新館）】及び書記の指名の順で会議は進められました。総代各位の慎重審議の結果、提出された議案8件は全て可決決定され、午後3時45分に閉会しました。



議長を務めた栗城総代 役員選任投票の様子

### 提 出 議 案

- |       |                                          |
|-------|------------------------------------------|
| 報告（1） | 令和2年度臨時総代会以降の業務経過報告について                  |
| 報告（2） | 令和2年度定期監査報告                              |
| 承認第1号 | 令和2年度第5回理事会において専決補正を行った一般会計収支予算の承認について   |
| 議案第1号 | 定款の一部改正（案）について                           |
| 議案第2号 | 役員、総代及び委員等の報酬額、費用弁償額及び旅費支給規程の一部改正（案）について |
| 議案第3号 | 令和2年度収支予算の第三次補正（案）について                   |
| 議案第4号 | 未収賦課金の5年超過における不納欠損処分について                 |
| 議案第5号 | 令和3年度事業計画（案）について                         |
| 議案第6号 | 令和3年度歳計現金及び積立金等の預入先指定、各事業の借入限度額等の設定について  |
| 議案第7号 | 令和3年度組合費等及び収支予算（案）について                   |
| 議案第8号 | 役員選任について                                 |

## 表彰状・感謝状贈呈

第17回通常総代会において、会津宮川土地改良区の運営と発展並びに土地改良事業推進に貢献された功績に対し、次の方々に表彰状及び感謝状が贈呈されました。



表彰状を授与された山田理事

### 表彰状 8 名

| 氏名    | 経歴      | 氏名    | 経歴      |
|-------|---------|-------|---------|
| 山田 隆義 | 役員 16 年 | 笠間 貢  | 役員 12 年 |
| 五十嵐 薫 | 役員 16 年 | 児島 威  | 役員 12 年 |
| 遠藤 淳吉 | 役員 16 年 | 横山 勇樹 | 総代 16 年 |
| 福地 義廣 | 役員 12 年 | 渡部 典夫 | 総代 16 年 |

### 感謝状 2 名

| 氏名    | 経歴      |
|-------|---------|
| 長嶺 利春 | 役員 10 年 |
| 小林 哲美 | 総代 12 年 |



## 新総代が当選いたしました

任期満了に伴う総代選挙の候補者届が2月1日、2日に行われ、全選挙区において定数内であったことから無投票により44名の新総代が当選いたしました。

任期は令和3年3月29日から令和7年3月28日までの4年間です。

### 第1選挙区 31名

会津美里町、会津若松市

前田 均 (旧高田)  
佐々木 弘則 (旧高田)  
冠木 弘之 (旧高田)  
小松 和彦 (佐布川)  
齋藤 邦男 (宮袋新田)  
根本 秀夫 (永井野)  
金田 栄一 (松沢)  
真鍋 主昭 (杉屋)  
福田 勲 (松岸)  
高島 昭 (箕作)  
金田 敏明 (西本)  
小池 隆 (西勝)  
福田 伸行 (富岡)  
山浦 洋一 (沖ノ館)  
船田 幸男 (橋爪)  
平山 宗弘 (下堀)

諏訪 賢一 (赤留)  
大越 充 (八木沢)  
弓田 明雄 (八木沢)  
村松 徳浩 (雀林)  
板橋 一則 (寺崎)  
武藤 浩造 (新屋敷)  
板橋 信幸 (和泉新田)  
板橋 和浩 (立行事)  
栗城 学 (上小沢)  
結城 美榮 (出戸田沢)  
佐藤 邦夫 (佐賀瀬川)  
齋藤 實 (根岸)  
角田 享 (米沢)  
上野 賢二 (桧ノ目新田)  
石黒 忠広 (境野)

### 第2選挙区 13名

会津坂下町

三瓶 光喜 (新館)  
佐藤 榮一 (杉)  
國井 正 (牛沢)  
鈴木 浩 (大村)  
大堀 恒雄 (樋渡)  
鈴木 昭二 (大江)  
田崎 英夫 (金沢)  
山内 和之 (上新田)  
白井 孝一 (原)  
二瓶 修一 (八日沢)  
齋藤 直人 (見明)  
歌川 信也 (宇内)  
前田 光男 (津尻)

## 新役員が選任されました

第17回通常総代会で選任議決の結果、役員14名が選任されました。令和3年4月12日に開催された第1回理事会及び第1回監事会において、正副理事長、担当理事等及び総括監事が互選されました。

任期は令和3年4月11日から令和7年4月10日までの4年間です。



理事長  
齋藤 文英  
(員外)



副理事長  
武藤 周一  
(員外)



副理事長(兼庶務担当)  
二瓶 甚一  
(八日沢)



会計担当理事  
渋井 浩記  
(旧高田)



賦課徴収担当理事  
金田 祐市  
(蕎麦ノ目)



事業・管理担当理事  
渡部 益弘  
(雀林)



用排水維持管理委員長  
川嶋 一雄  
(下堀)



用排水維持管理副委員長  
風間幸一郎  
(水島)



理事  
根本 哲  
(永井野)



理事  
木村 安廣  
(米沢)



理事  
佐藤 政司  
(塔寺)



総括監事  
齋藤 文範  
(見明)



監事  
秋山 利浩  
(十二所)



監事  
鈴木 義明  
(上小沢)

このたびの総代及び役員改選により、総代46名、役員11名の方々が退任されました。

本土地改良区の発展にご尽力いただきましたことに衷心より感謝申し上げ、皆様の益々のご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げます。

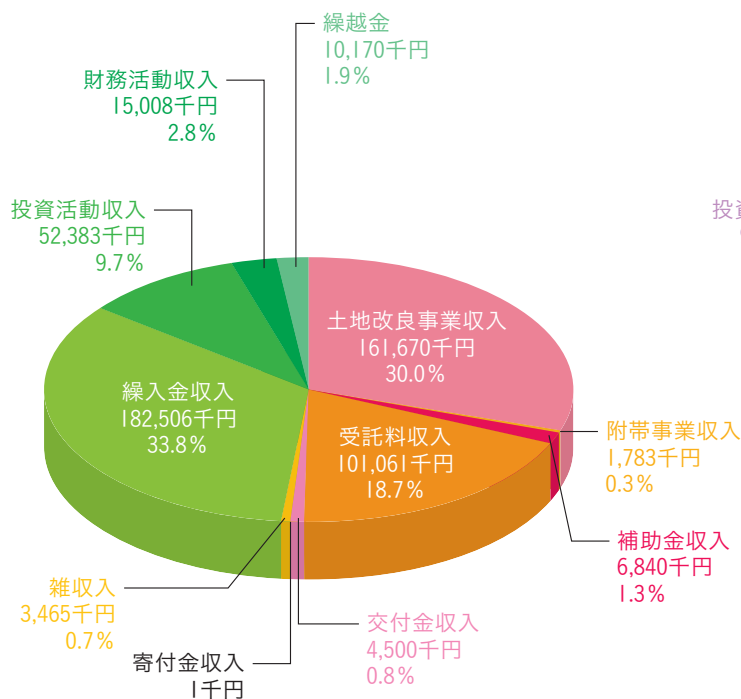
# 令和3年度収支予算

## 令和3年度一般会計収支予算

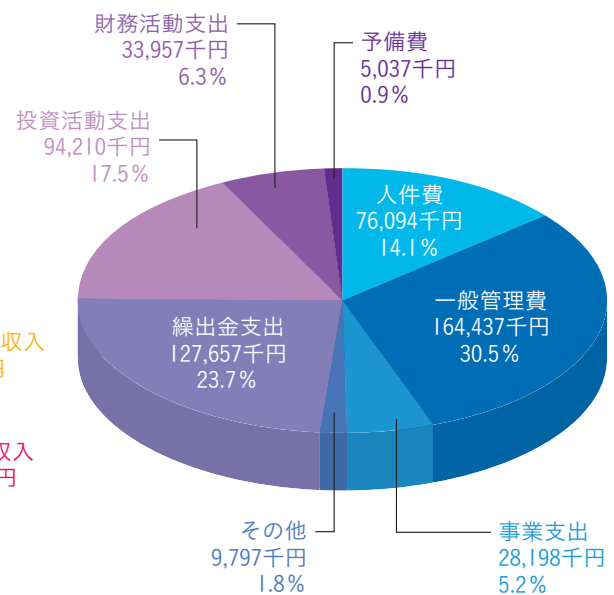
(単位：千円)

| 収入         |         | 支出        |         |
|------------|---------|-----------|---------|
| 1. 事業活動収入  | 461,826 | 1. 事業活動支出 | 406,183 |
| ・ 土地改良事業収入 | 161,670 | ・ 人件費     | 76,094  |
| ・ 附帯事業収入   | 1,783   | ・ 一般管理費   | 164,437 |
| ・ 補助金等収入   | 6,840   | ・ 事業支出    | 28,198  |
| ・ 受託料収入    | 101,061 | ・ その他の支出  | 9,797   |
| ・ 交付金収入    | 4,500   | ・ 繰出金支出   | 127,657 |
| ・ 寄付金収入    | 1       |           |         |
| ・ 雑収入      | 3,465   |           |         |
| ・ 繰入金収入    | 182,506 |           |         |
| 2. 投資活動収入  | 52,383  | 2. 投資活動支出 | 94,210  |
| 3. 財務活動収入  | 15,008  | 3. 財務活動支出 | 33,957  |
| 4. 繰越金     | 10,170  | 4. 予備費支出  | 5,037   |
| 収入合計       | 539,387 | 支出合計      | 539,387 |

### 収入



### 支出



○事業活動収支：単年度の経常収益及び費用

【賦課金、補助金等、人件費、光熱水費、外注費等】

○投資活動収支：特定資産の増減等

【長期未収賦課金、積立金の取崩し及び積立て、土地改良施設工事継続中の負担金等（栗村頭首工改修負担金等）、適正化事業拠出金等】

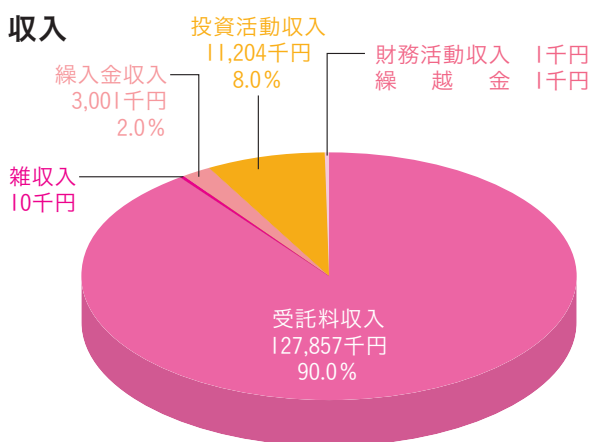
○財務活動収支：補助事業の借入れ及び償還



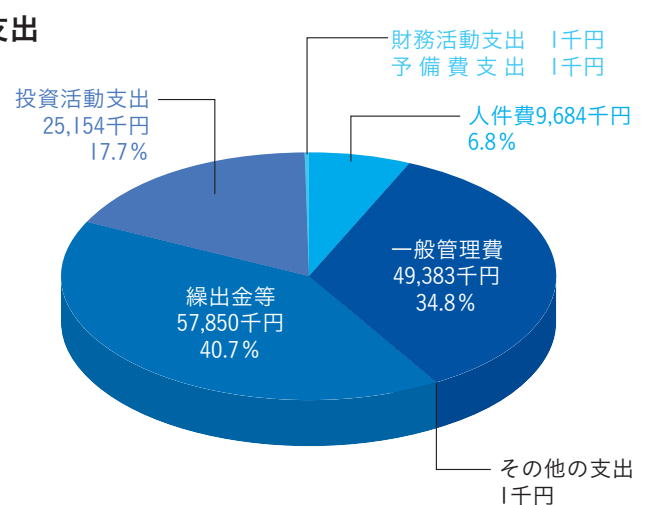
## 令和3年度新宮川ダム発電所特別会計収支予算

| 収入        |         | 支出        |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 科 目       | 予算額     | 科 目       | 予算額     |
| 1. 事業活動収入 | 130,868 | 1. 事業活動支出 | 116,918 |
| ・ 受託料収入   | 127,857 | ・ 人件費     | 9,684   |
| ・ 雑収入     | 10      | ・ 一般管理費   | 49,383  |
| ・ 繰入金収入   | 3,001   | ・ その他の支出  | 1       |
|           |         | ・ 繰出金支出   | 57,850  |
| 2. 投資活動収入 | 11,204  | 2. 投資活動支出 | 25,154  |
| 3. 財務活動収入 | 1       | 3. 財務活動支出 | 1       |
| 4. 繰越金    | 1       | 4. 予備費支出  | 1       |
| 収入合計      | 142,074 | 支出合計      | 142,074 |

## 収入



## 支出



## 令和3年度組合費及び決済金基準額

○本年度の組合費は、次のとおりです。

単位：円 / 10a

| 賦課種別            | 賦課基準                    | 賦課期日    | 納入期限     |
|-----------------|-------------------------|---------|----------|
| 経常賦課金           | 田 1,200/ 畑 400          | R3.6.28 | R3.7.29  |
| 国営二期事業償還賦課金     | 2,728                   | R3.6.28 | R3.7.29  |
| 維持管理賦課金         | 1,600                   | R3.6.28 | R3.7.29  |
| 施設改修賦課金         | 416                     | R3.6.28 | R3.7.29  |
| 県営かんがい排水事業償還賦課金 | 高・新 411/ 本 7,864/ 坂 446 | R3.6.28 | R3.7.29  |
| 防災減災事業償還賦課金     | 84                      | R3.6.28 | R3.7.29  |
| 宇内地区基盤整備事業償還賦課金 | 2,015/5,943 (繰上該当分)     | R3.9.28 | R3.10.28 |

○本年度の地区除外決済金基準額は、次のとおりです。

単位：円 / m<sup>2</sup>

| 賦課金の種類     | 会津美里町 |      |      | 会津坂下町 | 会津若松市 |
|------------|-------|------|------|-------|-------|
|            | 高田地区  | 新鶴地区 | 本郷地区 |       |       |
| 国営二期事業     | -     | -    | -    | 22    | -     |
| 県営かんがい排水事業 | 1     | 1    | 1    | 1     | -     |
| 維持管理費      | 55    | 55   | 55   | 55    | 14    |
| 防災減災事業     | 1     | 1    | 1    | 1     | -     |
| 宇内地区基盤整備事業 | -     | -    | -    | 6     | -     |

※令和3年度に農地転用等により地区除外する場合でも、当該年度の賦課金は徴収します。

※宇内地区は、受益者にのみ賦課されます。

## 令和3年度

## (1) かんがい用水配分の管理・調整について

## 1) 土地改良区役職員が管理・調整を行う施設

佐賀瀬頭首工、牛川頭首工、栗村頭首工、宮川幹線用水路（パイプライン）、佐賀瀬幹線用水路（パイプライン）、高橋左右岸幹線用水路（パイプライン）、牛川新堀用水路、栗村用排水路、中央管理所、新宮川ダム、宮川頭首工、高橋頭首工、宮川ダム、二岐ダム

## 2) 地区水利委員会が管理・調整を行う施設

三貫頭首工、佐布川頭首工、三五田頭首工、雀林頭首工、パイプラインを除く幹線用排水路、大窪ため池、大谷地ため池、鬼渡ため池、大沢入ため池、穴田揚水機、田中揚水機、沖ノ館揚水機

## (2) 配水計画（かんがい期）

## ①頭首工等（最大取水量）

(単位：m<sup>3</sup>/s)

| ブロック \ 期間     | 4月11日から<br>5月5日まで | 5月6日から<br>5月20日まで | 5月21日から<br>6月20日まで | 6月21日から<br>9月10日まで |
|---------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 宮川頭首工         | 0.867             | 4.174             | 2.475              |                    |
| 高橋頭首工<br>(左岸) | 1.223             | 1.689             | 1.082              |                    |
| 高橋頭首工<br>(右岸) | 0.718             | 2.310             | 1.232              |                    |
| 佐賀瀬頭首工        | 0.108             | 0.809             | 0.684              | 0.449              |
| 三貫頭首工<br>(左岸) | 0.020             | 0.158             | 0.031              |                    |
| 三貫頭首工<br>(右岸) | -                 | 0.010             | 0.008              |                    |
| 佐布川頭首工        | 0.075             | 0.226             | 0.193              |                    |
| 牛川頭首工         | 0.218             | 1.770             | 1.208              |                    |
| 三五田頭首工        | 0.128             | 0.506             | 0.307              |                    |
| 栗村頭首工         | 0.417             | 1.169             | 0.937              |                    |
| 雀林頭首工         | 0.048             | 0.169             | 0.077              |                    |

## ②宮川ダム及び二岐ダム（補給量）

(単位：m<sup>3</sup>/s)

| ブロック \ 期間 | 5月17日から<br>6月20日まで |
|-----------|--------------------|
| 宮川ダム      | 0.492              |
| 二岐ダム      | 0.166              |

※取水量は、最大取水量の範囲内の運用となります。

※宮川頭首工及び高橋頭首工（左岸）は、水田直播の許可を得ており、代掻き期が4月11日からとなります。

※天候、新宮川ダムの状況により、理事会等において配水計画を変更する場合があります。

## ③管理ため池

大窪ため池、鬼渡ため池、大沢入ため池の用水は、新宮川ダム用水より先に使用します。

大谷地ため池の用水は、下流の二岐ダムを先に使用し、その後の使用とします。

## (3) 渇水時の対応

新宮川ダム水位が渇水線まで低下する恐れがある場合または明らかに地域用水が不足している場合には、理事会で決定し水利委員長に通知し、用水ブロックかんがいに移行します。



# 配 水 計 画

背景写真：ドローンを活用した除草剤散布

## (4) パイプライン分水調整について

新宮川ダムと防災ダムが例年より早く満水位になりました。今年は雪解けが早く残雪が少ないため、これからの雨量が少いと渇水のリスクが高まります。

そこでダム貯水量によっては、出穂期用水を確保するため6月25日から7月25日までの1ヶ月間、分水調整を行う見込みですので、ご協力をお願いします。

なお、降雨によってダムに十分な貯水量（必要水量）が確保できた場合は、分水調整を解除します。

※切り替え操作は午前中に行います。

←→：水を流す期間

| 地域・分水工名    | 6/25 開始 | 6/30 | 7/5 | 7/10 | 7/15 | 7/20 | 7/25 終了 |
|------------|---------|------|-----|------|------|------|---------|
| 会津美里町高田地域  | ←→      |      |     | ←→   |      |      | ←→      |
| 会津美里町新鶴地域  | ←→      | ←→   |     |      | ←→   |      | ←→      |
| 会津坂下町      | ←→      |      | ←→  |      |      | ←→   | ←→      |
| 田沢第Ⅰ分水工    | ←→      | ←→   |     |      | ←→   |      | ←→      |
| 上台分水工      | ←→      |      |     |      |      |      | ←→      |
| 津尻 9-0 分水工 | ←→      |      |     |      |      |      | ←→      |

## 計画的な用水配分を行うためのお願い

- ①掛け流しはしないでください。用水を掛け流しすると、出穂期以降に安定した用水を供給することが困難になります。
- ②ゲートの操作については、各地区の水利委員または施設管理者が行いますので、勝手に操作はしないでください。
- ③水量調整や施設に関する要望は、各地区の水利委員をとおして土地改良区まで連絡をお願いします。  
また、土地改良区が管理・調整を行うパイプラインの用水配分調整は、福島県が管理する新宮川ダム放流量と密接に関連しております。必要に応じて地区水利委員と協議を行いながら分水量を調整しますので、組合員個人からの調整依頼には応じません。

## 油類の流出事故防止について

水路や河川への油類流出事故が絶えません。油類の流出は、農地への被害だけではなく、人への健康被害、火災の危険性や周辺の自然環境にも深刻な影響を与えかねません。

その責任は事故を起こした原因者が負うことになり、事故処理の費用や、農業等に生じた被害の補償など、多額の賠償金を請求されることもあります。また、事故が起こった際の対応を怠れば、罰則が科せられることもあります。

油類の流出事故を起こしてしまった場合、または河川・水路等に油類が流れているのを発見した場合は、すぐに関係市町へご連絡してください。

## ゴミや刈草による問題について

水路に流入する生活ゴミや草刈り後の刈草による問題が発生しております。

水路や河川には、ゴミが入り込まないように随所にスクリーンが設置されており、施設管理者の方々が大変苦勞して点検清掃を行っています。また、ゴミや刈草が施設内部に入り込み、機能障害を起こす事例も多発しております。

ゴミや草刈り後の刈草は、河川や水路に流さないように注意してください。

## 賦課金の期限内納付にご協力ください

| 期日・期限 | 賦課期日      | 納付期限       |
|-------|-----------|------------|
| 前期賦課金 | 令和3年6月28日 | 令和3年7月29日  |
| 後期賦課金 | 令和3年9月28日 | 令和3年10月28日 |

### 納入方法

- ①会津よつば農業協同組合窓口での現金納付
- ②土地改良区発行の払込取扱票（コンビニ・郵便局）で納付
- ③口座振替

■口座振替の方は、納付期限前に残高の確認をお願いします。

■口座振替、コンビニでの納付は、届出が必要です。ご希望の方は、土地改良区にご連絡ください。

## このような時は、土地改良区に届け出をしてください。

農地の売買、贈与、交換等で名義変更される場合

組合員の死亡により、農地を相続する場合

農地を賃貸借契約または解約される場合

農業者年金受給または老齢等のため経営を移譲

住所を変更する場合

農地を宅地や駐車場など、農地以外の用途に転用する

道路や河川などの公共用地のために売買があった

雨水排水や浄化槽排水を水路に放流したい

水路に橋を架けて出入り口にしたい

改良区所有地に看板などを建てたい

組合員資格得喪の通知書

組合員住所変更届

農地転用の通知  
地区除外申請書

他目的使用申請書

■公共機関（法務局、市、町、農業委員会）で手続きが完了しても、土地改良区へ届出をしなければ台帳や組合員名などは変更されません。必ず土地改良区へ届出をしてください。

■賦課金は、毎年4月1日現在の台帳面積及び組合員名で賦課されます。異動等があったときは、早めに土地改良区へ届出をしてください。

### 訃報

小池隆総代が、去る3月29日にご逝去されました。ここに哀悼の意を表し、謹んで故人のご冥福をお祈りいたします。

### 【発行】会津宮川土地改良区

〒969-6266 会津美里町字油田1545  
TEL 0242-54-7154 FAX 0242-54-3596

mail(代表) midori-net@aizumiyakawa.jp  
ホームページ <http://www.aizumiyakawa.jp>